

京都市消費生活条例の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第59号)
(文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)の施行により消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項を条例で定めなければならないこととなることに伴い、これらの事項を定めることとしました。

また、京都市消費生活審議会の部会の設置及び決議等に関し、規定を整備することとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市消費生活条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第59号

京都市消費生活条例の一部を改正する条例

京都市消費生活条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 消費生活審議会（第36条～第40条）」を
「第4章 消費生活セン
第5章 消費生活審議

ターの組織及び運営等（第36条）

会（第37条～第43条）に、「第5章」を「第6章」に、「第41条」を「

第44条」に改める。

第28条第1項中「第36条」を「第37条」に改める。

第41条を第44条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第40条を第43条とし、第39条を第40条とし、同条の次に次の2条を加える。

（秘密を守る義務）

第41条 委員（専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第42条 審議会は、特定又は専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 消費生活センターの組織及び運営等

第36条 消費者安全法第10条第2項に規定する機関について同法第10条の2第1項の規定に基づき条例で定める事項は、消費者安全法施行規則第8条に定める事項とする。

附則第2項の前の見出しを削り，同項を次のように改める。

(検討)

- 2 本市は，第36条の規定において引用する消費者安全法施行規則の規定が改正されたときは，速やかに，同条の規定の改正の要否を検討し，その結果に基づき，本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附則第3項から第5項までを削る。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター)